資料３

【国土交通省鉄道局】緊急鉄道保安連絡会議
令和8年10月23日（金）@中央合同庁舎３号館

協力会社と一緒に進める安全管理

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所

重層下請構造における安全管理上の課題

（国交省資料より）

重層下請構造の課題

重層下請構造は，個々の企業において，工事内容の高度化等による専門化・分業化，必要な機器や工法の多様化への対応等のため，ある程度は必然的・合理的な側面があるとされる一方，重層的な施工体制では，施工に関する役割や責任の所在が不明確になること，品質や安全性の低下等，様々な影響や弊害が指摘されている．

安全管理の面から見た役割

① 元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割

安全確保のための協議組織の設置及び運営，作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置

② 下請（①以外の者）が果たすべき役割

協議組織への参加，現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）（抄）より

工事発注者と元方事業者による工事全体の安全管理

【工事発注者と元方事業者の役割】

◎ 工事の進捗管理と工事現場の安全管理

- 発注業務に対する工事全体の進捗管理

⇒ 工事時間・場所の調整，人員配置，作業実施状況の確認

- 安全管理体制の整備と安全な工事実施に対する配慮・支援

【元方事業者による協力会社（重層下請）間の連絡・調整】

◎ 直下の協力会社だけでなく，二次以降の協力会社による作業を含めた工事全体の進捗（安全）管理

- 協力会社間（特に横の関係）の相互連携・管理

⇒ 事務所等での事前打合せだけでなく，実際の作業現場での作業環境・安全対策（措置）の確認

⇒ 協力会社の作業者への作業目的（安全上の配慮）の理解と確実な実施の促進

協力会社と一緒に進める安全管理

【1】協力会社と一緒に進める安全管理活動

・**協力会社と一緒に，安全に作業することができる環境を整える**

【2】実作業現場を対象としたリスク管理

・**リスクアセスメントの実施，安全対策の検討・実施**

・**変更への対応（変更管理）**

【3】安全対策に関する情報伝達と機能維持（確実な実施）

・**安全対策を確実に実施するために**

【1】協力会社と一緒に進める安全管理活動

協力会社と一緒に，安全に作業することができる環境を整える

◎『いつも通りの作業で』と任せるのはNG （作業現場はいつも同じ環境とは限らない）

① 異なる現場（作業環境），異なる作業（手順），異なる作業員である場合

・初めての現場では，想定できていないリスクが潜在する場合もある

⇒ 対象となる工事現場特有の環境を確認し，ゼロベースで対策を検討・実施

⇒ 協力会社への教育（対策の意図の周知）・訓練

◎ 過去に同様の作業を経験している人がいても，その現場で同じ対応ができるか不明

① 工事や作業に関する知識・経験の違い

⇒ 自己申告による経験のレベルは，面接や会話を通して確認・判断

② 各社で使っている言葉が違う場合あり

⇒ 作業に関する打合せや情報伝達は各社共通の用語で



【1】協力会社と一緒に進める安全管理活動

協力会社と一緒に，安全に作業することができる環境を整える

◎「協力会社（現場）に任せる」はNG（作業に関する不安を共有する）

① 協力会社にも安全に作業を行うための対策を考えてもらう

- 現場の実状を考慮したリスクの抽出，安全衛生対策の検討・実施，情報共有

 （リスクアセスメントと安全対策）

 ⇒「元方事業者は協力会社から聞き取る」

 ⇒「協力会社は元方事業者へ主張（意見）する」

ノンテクニカルスキル：「言い出す勇気」

② 協力会社の作業者も納得できる作業内容とし，作業環境を構築する

- 個々の作業の意図を理解してもらうこと（より丁寧な教育・訓練）

【2】実作業現場を対象としたリスク管理

リスクアセスメントの実施，対策の検討・実施

① どのようなリスクが潜在しているかを調べる **（作業に伴うリスクの抽出）**

1）工事全体の内容（作業の内容；流れ・手続き，作業体制，進行状況など）の把握

- **これから実施する作業（安全対策）の目的（意図）の確認**

2）実際の作業現場での作業を対象としたリスクの抽出

- **「いつもと異なる作業現場（作業者の経験・当日の体調，天候，周辺環境）」であることを考慮した対応**
 ー協力会社の作業者によるすべての作業（内容・方法・実施状況）における危険源を抽出する
- **「機械は壊れる（動作不良）」「人（作業者）はミスする」ことを前提とした対応**
 ー機械（安全対策装置）の故障や作業者のミス（うっかり，故意）を想定外としない
 ー監視員による作業（指示）がリスクを顕在化させる場合もある

3）変更に伴う新たなリスクへの対応 ⇒ **変更管理**（後ほど説明）

【2】実作業現場を対象としたリスク管理

リスクアセスメントの実施，対策の検討・実施

② 作業現場の実状に合わせ，信頼性の高い安全対策から順番に考える

a）本質的安全対策（列車運行と作業の分離）
b）工学的対策（安全対策装置）
c）管理的対策（マニュアルの策定，作業者の教育・訓練など）
d）保護具の着用（保護帽，保護手袋，安全靴など）

③ 安全対策が実際の現場で有効かどうかを確認する

- 退避のための連絡が作業者に確実に伝わることの確認（指示が届くか？警報信号は届くか？）
- 安全装置が正常に動作していることの確認　など

安全対策検討の順番（信頼性が高い対策から順番に）

対策の分類	具体例	注意点
a）本質的安全対策	• 列車運行と工事作業の分離 • 余裕のある運行スケジュール，作業スケジュール	• 危険源（列車）と作業者を完全に切り離さなければ，本質的安全対策にはならない
b）工学的対策	• 安全対策装置の導入	• 安全装置の機能損失＜不具合発生＞防止対策
c）管理的対策	• 作業マニュアルの策定 • 作業者の教育・訓練など • 避難経路の確保（作業者自身で身を守る）	• うっかりミスやルール違反があることも考慮する • 作業者依存の対策は，その作業者に何かあった時に機能しない ⇒ 一人作業体制はNG；その作業者に何かあった時に対応できない （常に連絡が取れる体制，複数人配置など） • 安全対策のための体制整備の完了を確認できなければ，作業を開始できない ⇒ 連絡しても返事が無い場合（指定場所に到着していない）は，安全体制に不備がある状況とみなす （安全確認型（フェールセーフ）での作業）
d）保護具の着用	• 保護帽，保護手袋，安全靴など	• 作業者が事故に遭遇した場合の重篤度を下げるためであり，事故の発生そのものを防ぐ対策ではない

【2】実作業現場を対象としたリスク管理

リスクアセスメントの実施，対策の検討・実施

② 作業現場の実状に合わせ，信頼性の高い安全対策から順番に考える

a）本質的安全対策（列車運行と作業の分離）
b）工学的対策（安全対策装置）
c）管理的対策（マニュアルの策定，作業者の教育・訓練など）
d）保護具の着用（保護帽，保護手袋，安全靴など）

③ 安全対策が実際の現場で有効かどうかを確認する

- 退避のための連絡が作業者に確実に伝わることの確認（指示が届くか？警報信号は届くか？）
- 安全装置が正常に動作していることの確認　など

【2】実作業現場を対象としたリスク管理

リスクアセスメントの実施，対策の検討・実施

① どのようなリスクが潜在しているかを調べる **（作業に伴うリスクの抽出）**

1）工事全体の内容（作業の内容；流れ・手続き，作業体制，進行状況など）の把握

- **これから実施する作業（安全対策）の目的（意図）の確認**

2）実際の作業現場での作業を対象としたリスクの抽出

- **「いつもと異なる作業現場（作業者の経験・当日の体調，天候，周辺環境）」であることを考慮した対応**
 ー協力会社の作業者によるすべての作業（内容・方法・実施状況）における危険源を抽出する
- **「機械は壊れる（動作不良）」「人（作業者）はミスする」ことを前提とした対応**
 ー機械（安全対策装置）の故障や作業者のミス（うっかり，故意）を想定外としない
 ー監視員による作業（指示）がリスクを顕在化させる場合もある

3）変更に伴う新たなリスクへの対応 ⇒ **変更管理**（後ほど説明）

「変更」に伴う新たなリスクの出現



何に着目するか？　どこまでを変更と捉えるか？

工事現場の変更	実際の作業現場の状況が打合せ時と異なる	• 作業場所が変わった • 「有る」と聞いていたものが「無い」（信号，警告灯） • 「無い」はずのものが「有る」（見通しを遮るもの） • 天候が変わった（風，雨，高温・低温）
作業内容・方法の変更	作業内容の変更 作業方法の変更	• 予定外の作業の発生，作業の取り消し • 現場の状況に合わせた作業方法の変更
作業手順の変更	作業の順番の入替え 工事の遅れ 電車の遅延	• 作業効率を考えた手順の変更 • 作業準備に予定以上の時間が掛かる • 電車の運行スケジュールに伴い，作業の順番を変える
組織・作業者の変更	別の協力会社に交代 作業者が交代	• 別の協力会社と交代（作業に関する知識・経験） • 作業者や監視員の交代（分担の変更など） • 当初の打合せにいなかった人が現場に入る
その他	• 現場で感じる違和感 • 『改善』と提案されたことが，安全管理に対してマイナスとなることはないか？	

変更管理 ＝ 一旦，立ち止まり，安全第一を考えた再調整



【変更管理の手続き】

① いつもと異なる作業（方法・環境・人など）は変更管理の対象
- 軽微な変更（少しだけ異なること）も見逃さないように

② リスク管理方針の確認（協議）

③ 変更した場合のリスクの抽出と作業全体への影響の把握（評価）
- 作業に関するリスクの再評価

④ 変更に対応した安全対策の再検討・実施
- 新たな対策を実施することにより，新たなリスクが出現することはないか？
 従来の対策が無効となることはないか？

⑤ 全体（関係者全員）への周知
- 関係者間での情報共有（周知），必要に応じて再教育・訓練

【3】安全対策に関する情報伝達と機能維持（確実な実施）

安全対策を確実に実施するために

1）協力会社に依頼（指示・伝達）しただけではNG

（協力会社間で）作業目的に対する意思疎通はできているか？

- 作業意図（目的）が伝わっていなければ，安全対策が確実に実施されない場合もある
- 各社が共通に理解できる用語で伝える

⇒ 協力会社間のコミュニケーションを推進する（安全に作業するための情報共有）



【3】安全対策に関する情報伝達と機能維持（確実な実施）

安全対策を確実に実施するために

2）安全対策の目的（作業に伴う危険性，安全確保の意図も含めて，実施する意図）・方法を正しく伝え，理解してもらう

- 発注者・元方事業者：作業方法だけでなく，作業（安全対策）意図を伝える
- 協力会社：安全対策（作業）の意図を理解して，確実に実施する

＜今回＞列車運転手に伝えておくべきことはなかったか？

（作業者の退避確認とその方法，逃げ遅れの可能性，違和感の伝達方法）



【3】安全対策に関する情報伝達と機能維持（確実な実施）

安全対策を確実に実施するために

3）安全対策を確実に機能させること

- 工学的安全システムを導入していても，常に動作するとは限らない
 ⇒「いざ」という時に使えない場合もある（例；故障中，メンテナンス中，・・・）
- 作業効率を高めるために，安全対策が無効化されていることもある（変更管理）
 ― 安全装置の「一時的解除」が「恒久的解除」となってしまう
 ⇒ 定期的な点検・見直し（軽微な変更，蓄積された変更など，いつの間にか変更されていたことの見逃し防止）
- すべての作業が安全優先で実施されていることの確認（安全確認の不履行防止）
 ― 経験豊富な作業員の『思い込み』による不適切な対応
 ― 教育を受けていない作業員の『作業の重要性不理解』による安全軽視
 ＜今回＞避難指示（旗振り）を的確に伝えることができなかった？

まとめ

◎ 設備・機器の故障や作業者によるミスを想定した安全対策の実施

⇒ 安全対策が機能しない場合もあることを念頭に**（機械は壊れる，人はミスをする）**

◎ 工事発注者・元方事業者による実際の作業内容・作業現場（リスクの存在，安全対策の内容とその必要性）の把握及び協力会社との情報共有**（作業者間の意思疎通）**

⇒ 発注者との綿密な打合せを行う（安全管理方針の確認）

⇒ すべての協力会社（作業員）と安全対策を含むすべての作業内容を共有する

◎ 工事現場は常に変わることを前提とした作業内容（リスク，安全対策のポイント）の見直し**（変更管理）**

⇒ 「いつもと同じ内容だから大丈夫だろう」「資格と経験があるから大丈夫だろう」はNG

※　いつも同じ作業環境，同じ作業者（その時の身体状況も含む）ではない

⇒ 作業当日の現場作業者と現場のリスクを洗い出し，対策の有無，既存対策の有効性を確認する

（参考）

建設工事における注文者（発注者）等の配慮（安衛法3条3）

建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

作業場所管理事業者の講ずべき措置（安衛法30条4；令和9年4月1日施行）

仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの（以下この項並びに第三十二条第四項及び第八項において「作業場所管理事業者」という。）は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

２　前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、第三十条第一項又は第三十条の二第一項に規定する措置が講じられることとなるときは、適用しない。